

取り組みを高度化せよ 官民の情報共有が進む海外事例も参考に

あずさ監査法人

止に向けた対策の一層の強化について金融界に要請した。SNS型投資詐 欺やロマンス詐欺の急増、法人口座を悪用した事案の発生等を受け、 金融庁・ 急務となっている。本稿では要請の概要と求められる対応について触れた 金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が、すべての金融機関において 金融機関間の協力や警察との連携における課題について解説する。 警察庁は8月23日に、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防

表裏一体の金融犯罪対策 マネロン対策と

とりで相手を信頼させ、投資等 昨今、SNS等を通じたやり

S型投資詐欺やロマンス詐欺が て行われる金融犯罪への対策は なっている。預貯金口座を通じ 悪用した事案が見られるように 急増しているほか、法人口座を の名目で金銭をだまし取るSN

正利用等防止に向けた次のよう 体等に対して、預貯金口座の不 る預金取扱金融機関の協会・団 で、全国銀行協会をはじめとす 月23日、金融庁は警察庁と連名 急務である。こうしたなか、8

> エグゼクティブ・アドバイザー 金融アドバイザリー事業部 金融統轄事業部 尾崎

な対策を要請した (注1)。

引の金額・頻度等の妥当性に着 ②利用者側のアクセス環境や取 防止および実態把握の強化 ①口座開設時における不正利用 防止し、金融サービスに対する

金融庁は、金融犯罪の被害を

国民の信頼を維持するため、取

り組みを進めていく方針である。

国民を詐欺から守るための総

集

の被害に遭わないような環境の はじめとして、国民が金融犯罪 合対策」(注2)における施策を

③不正の用途や犯行の手口に着 充実・精緻化 目した検知シナリオ・敷居値の 目した多層的な検知

整備を、

関係省庁と連携して着

化 資する金融機関間での情報共有 確認、出金停止・凍結・解約等 ⑥警察への情報提供・連携の強 ⑤不正等の端緒・実態の把握に の措置の迅速化 ④検知およびその後の顧客への

認められた場合、資金移動業者 だが、アカウントの不正利用が れると考えるべきである。 や暗号資産交換業者にも適用さ 金融機関の協会等に対するもの なお、今回の要請は預金取扱

リスクベースで対応を 要請には官民連携の下

ネロン対策と金融犯罪対策を統 供与対策企画室」を改称し、 ネーローンダリング・テロ資金 月の人事異動に合わせて、総合 裏一体である。金融庁も今年7 実に進めるとしている (注3)。 合して対策を講じていく態勢と 政策局リスク分析総括課の「マ ー・ローンダリング等対策と表 したものである。 「金融犯罪対策室」とした。マ そもそも金融犯罪対策はマネ

じるべきである。 これらを強く認識し、 がある。金融機関はあらためて、 ある。また犯罪に多用される場 の国際的な信認をも損なう恐れ 合は自らの信頼に加え、わが国 金融業を行う上での前提条件で 対策・マネロン対策等の徹底は 金融機関にとって、 対策を講 金融犯罪

べきかを決めるのは、各金融機

場合、計画的に対応することが もの」と強調した。また、「シ 重要」だとしている。同時に ちに対策を講じることが困難な ステム上の対応が必要など、直 金取扱金融機関に対しなされた によらず必要であり、全ての預 広く普及していることを踏まえ、 トバンキング等の非対面取引が 「要請された対策は規模・立地 8月の要請は、インターネッ

「対策の方法・深度は各金融機

関の業務・サービス内容や不正 その上で、何をどこまで対処す 策を講じることが有効と考える して定点観測を行い、傾向と対 な計数を本部の担当部署で把握 る。そのためには、図表のよう クの特定・評価を行う必要があ らされているかを見極め、リス のような金融犯罪のリスクにさ ベースの対応を求めている。 するとの考え方を示し、リスク 利用の発生状況に応じて判断 金融機関は、まずは自分がど

関自身である。

陣に説明し、必要な経営資源を 策を講じる必要があり、何につ づいて「何について優先して対 追加対策の必要性も検討すると る。そして、効果検証を行い、 確保して対策を講じるべきであ いうPDCAサイクルを回して いては緊急性が低いか」を経営 担当部署は主要な計数等に基

[図表] 金融犯罪のリスクに関する主要計数(例)

- 警察からの凍結要請、自主凍結件数
- **李関係事項照会状**
- 疑わしい取引届出の傾向と件数
- 取引制限の件数
- り込め詐欺救済法手続き状況(公告件数など)
- -ネット環境における不正アクセス件数
- 口座売買状況

(出所) KPMG作成

特集

ر ا ا

り得る。さらに⑥のとおり警察

求められている。

応じた対策を同日中に講じると 精緻化を行い、それらの結果に 取引を含め、インターネットバ タリングシステムのシナリオの 析を行いつつ、既存の取引モニ ンキングにおけるアクセスの解 実施することとなる。また、② 複数口座の名寄せ、ハイリスク 求められている本人確認の徹底 いうものである。 いる。これは、自社アプリ上の **〜④については「リアルタイム** 口座の強化された顧客管理等を いては、犯罪収益移転防止法で ・モニタリング」が求められて 要請されている対策の①につ

これらについては、対策を講じるための経営資源や人材が不足している等の理由により、各金融機関での対応が困難である場合も考えられる。そこで、⑤のとおり金融機関間での情報共有を行うことが有効になる。また、外部のソリューションベンゲーを共同で活用することもあ

への情報提供等も欠かせない。 このように業界団体や地域の 金融機関との情報交換、当局 等を通じて、リスクベースでP 等を通じて、リスクベースでP 等を通じて、リオクルを回すことが重 要である。いずれにせよ、金融 要である。に背金融機関同士の協 るので、民間金融機関同士の協 るので、民間金融機関同士の協 るので、民間金融機関同士の協

連携強化の重要性警察への情報提供と

困難であるとき」が対象となる

(同法18条3項)。

要請では、詐欺の恐れが高い 要請では、詐欺の恐れが高い 整察への迅速な情報の提供や、警察への迅速な情報の提供や、警察への迅速な情報の構築に向けた警察庁・都道府県警察との具体的協議が求められている。 これに加えて、都道府県警察からの協力依頼(被害届の提出、 ちの協力依頼(被害届の提出、 下正と判断するに至った情報の不正と判断する適切な対応も

個人情報の保護に関する法律 個人情報の保護法)では、利用目的による制限(18条)の例外目的による制限(18条)の例外目的には「法令に基づく場合には、 一定の場合には、 一方の生命、身体又は財産の保護に関する法律である。

また、個人情報保護法についてのガイドライン(通則編、注てのガイドライン(通則編、注すの所名には、「警察の捜査関係例外」には、「警察の捜査関係事項照会に対応する場合」(刑事訴訟法197条2項)が、法事訴訟法197条2項)が、法事訴訟法197条2項)が、法事訴訟法197条2項)が、法事項照会に対応する。

人情報保護に関するガイドライン (注6) には、法令に基づく場合の事例として「振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を警察に提供する場合」を記載を

今回の要請では、これらに基づき、金融機関側の気付きにより、詐欺の恐れが高い取引を検り、詐欺の恐れが高い取引を検り、詐欺の恐れが高い取引を検いに都道府県警察に情報を提供することが期待されている。これは従来からの疑わしい取引の届け出や、捜査関係事項股会なる。

口座売買の対象になり得る

さらに、金融分野における個

特集

をれぞれ窓口となる。 それぞれ窓口となる。 とれぞれ窓口となる。

提供等に対する適切な対応も求

れている。 役に処する)が成立する可能性 交付させた者は、10年以下の懲 あったとして、詐欺罪(刑法? 察に対して銀行が、速やかにか もある。そうしたことから、警 46条1項、人を欺いて財物を 設目的の詐称により詐欺被害に また、銀行からすれば、口座開 万円以下の罰金が科せられる。 1年以下の懲役もしくは100 反する行為になり(28条2項) には、犯罪収益移転防止法に違 渡目的で銀行口座を開設し、他 た情報提供を行うことが求めら つ積極的に被害届の提出を含め 人に有償で売却・譲渡した場合 そもそも預金者が、売却・譲

を可能にするために、金融機関そして、そのような情報提供

防止および実態把握の強化●口座開設時における不正利用要がある。その上で、

●利用者側のアクセス環境や取 ●不正の用途や犯行の手口に着 目した検知シナリオ・敷居値の 目した検知シナリオ・敷居値の が変額・頻度等の妥当性に着 目した検知シナリオ・敷居値の が変数・頻度等の妥当性に着

と態勢の高度化が必要になる。といった一連の取り組みの選択の措置の迅速化

●検知およびその後の顧客への

金融機関間での情報共有警察からの情報提供と

となる (注9)。

金融犯罪対策をより効果的に金融犯罪対策をより効果的にな、金融機関同士の情報提供や、金融機関同士の情報提供や、金融機関同士の情報がら、警察がらのである。この観点がら、警察がら金融機関側がらの情報といい。

推進するとしている。 情報を提供するとしている。また、業界団体等を交えた検討を 行いつつ、法人口座を含む預貯 た、業界団体等を交えた検討を かった、業界団体等を でえた検討を

で換を通じた対応能力の向上が で換を通じた対応能力の向上が で交換を通じた金融機関同士の情報共 を超えた金融機関同士の情報共 がでの勉強会、地域での業 がでの勉強会、地域での業 がでの地強会、地域での業 がでが、要請にもあるように

> 場合であって、本人の同意を得 とおり、人の生命、身体または 野であり、積極的に金融機関同 るが、金融犯罪対策は非競争分 ることが困難であるときが対象 財産の保護のために必要がある うことができる場合の要件が定 範囲を超えて個人情報を取り扱 された利用目的の達成に必要な 求められている。繰り返しにな められている。具体的には、個 人の同意を得ることなく、特定 の例外規定では、あらかじめ本 いてのガイドライン(通則編) 士で協力することが重要である。 人情報保護法で定められている この点、個人情報保護法につ

また、「不正送金等の金融犯罪 業者間において、暴力団等の反 社会的勢力情報、振り込め詐欺 に利用された口座に関する情報、 意図的に業務妨害を行う者の情 報について共有する場合」を事 切として挙げている(事例3)。

他の事業者に提供する場合」に 連する犯罪被害の防止のために 被害の事実に関する情報を、関 る (事例6)。 ついても事例として明記してい

照会プロセスの 効率化への検討にも期待

態である。 報について、金融機関同士での とから、金融機関が検知した不 ずしも明確でない。そうしたこ 提供可能な「他の事業者」は必 利用された口座に関する情報 情報共有は進んでいないのが実 正口座や自主凍結した口座の情 の事実に関する情報」の範囲や や「不正送金等の金融犯罪被害 とはいえ、「振り込め詐欺に

る口座(法人口座を含む)の検 知効率が大幅に向上する可能性 能となれば、不正利用されてい 金融機関同士での情報共有が可 の入金経路や出金先について、 もし、不正利用された口座へ

> 外では実際に共有を可能として 報共有の枠組みについては、海 がある。この金融機関同士の個 いる事例もある。 八情報を含む不正利用口座の情

等においては、疑わしい取引等 進める必要があろう。 踏まえ、官民連携の下で検討を 置付けられる。こうした事例も 向上させようとする試みだと位 用する)手口の検知の実効性を らは、現行の疑わしい取引の届 トラリア、香港、シンガポール いなかった(金融システムを悪 共有によって、従来十分できて け出の義務の範囲を超えた情報 る取り組みが進んでいる。これ のマネロン情報を官民で共有す 例えば、米国、英国、オース

携の下で検討が進められること スの効率化についても、官民連 事項照会状に対する照会プロセ している。そのため、捜査関係 ら金融機関への照会件数が増加 グによれば、各都道府県警察か また、金融機関へのヒアリン

が期待される。

(注)1 「法人口座を含む預貯金口座 の不正利用等防止に向けた対策の

ginkou/20240823/20240823.

年6月18日公表。 2 犯罪対策閣僚会議、2024

singi/hanzai/kettei/240618/ https://www.kantei.go.jp/jp/ honbun.pdf

針 (本文18ページ) 3 2024事務年度金融行政方

r6/20240830/20240830_main. https://www.fsa.go.jp/news/

についてのガイドライン(通則 4 個人情報の保護に関する法律

tsusoku/#a3-2 personalinfo/legal/guidelines

号関係)の事例1。 基づく場合(法第18条第3項第1 5 利用目的による制限の例外 (法第18条第3項関係)の法令に

personalinfo/legal/kinyubunya_ 6 https://www.ppc.go.jp/

層の強化について」

https://www.fsa.go.jp/news/r6/

https://www.ppc.go.jp/

防止法第8条第1項に基づき疑わ 7 4条「利用目的による制限 それがある」ときの事例。 当該事務の遂行に支障を及ぼすお て協力する必要がある場合であ 定める事務を遂行することに対し 又はその委託を受けた者が法令の しい取引を届け出る場合」および (法第18条関係)」。「犯罪収益移転 て、本人の同意を得ることにより 国の機関若しくは地方公共団体

総合対策」本文20~21ページ 8 「国民を詐欺から守るための

3項2号関係。 (法第18条第3項関係)」の法18条 「利用目的による制限の例外

おざき ひろし

年総務部部付部長兼AML金融 検査官。23年1月から現職。 犯罪対応室長。18年金融庁マネ 行)入行。91年大蔵省出向(国 88年三井銀行(現三井住友銀 与対策企画室長、22年主任統括 際金融局調査課)などを経て17 ローンダリング・テロ資金供